

住宅新築などに補助金

東日本大震災により被災した住宅の早期復旧を目的に、町が住宅や宅地の復旧工事を行った方に対して補助金などの支援を行います。この制度は、平成23年3月11日以降に行った工事などにさかのぼって適用できますので、対象になる方はご利用ください。

■復興住宅新築補助

町内に住宅を再建する方で、県産材の使用やバリアフリー等級3などの要件を満たしている場合に補助します。

▷補助額

- ・県産材使用量 ▶10立方メートル以上…20万円▶20立方メートル以上…30万円▶30立方メートル以上…40万円
- ・バリアフリー床面積 ▶75平方メートル未満…40万円▶120平方メートル未満…60万円▶120平方メートル以上…90万円

▷補助期間 平成29年3月31日まで

■災害復興住宅融資利子補給

新たに新築、補修をするため金融機関から借り入れた場合に利息額を補助します。

▷新築 民間の金融機関から借り入れた場合、その利息額を補助します。

※住宅金融支援機構からの借り入れは対象外

▷補修 住宅金融支援機構、民間金融機関から借り入れて増改築、改修する場合に1戸を上限に5年間その利息額を補助します。

▷既住住宅債務 被災住宅のローンがあり、新たに新築または補修のため借り入れた方に、被災住宅のローンの償還について、新債務の借入日から5年間分の既往債務利子額を一括補助します。

▷補助期間

- ・新築 平成29年3月31日まで

- ・補修 平成26年3月31日まで

- ・既往住宅債務 平成29年3月31日まで

■被災宅地復旧支援事業

被災宅地の復旧工事のうち▶のり面の保護工事▶側溝の設置工事▶地盤の補強、整地工事▶よう壁の設置、補強工事（旧よう壁の除去を含む）▶地盤調査および設計調査▶その他被災宅地の安全性煮の回復に必要な被災宅地復旧工事——の工事費の2分の1に相当する額を補助します。

▷補助限度額 1宅地あたり10万円～200万円

※工事費が20万円未満は対象外。また、400万円を超える工事費でも補助額は200万円です。

▷対象外 ▶借家やアパートなどの不動産事業用の復旧工事▶非住家の再建、補修工事——など。

▷補助期間 平成26年3月31日まで

■被災住宅補修等工事

被災住宅の補修や改修をしたときにその工事費の2分の1に相当する額を補助します。

種 類	限度額
生活再建支援制度や応急修理制度の適用を受けない一部損壊および半壊の被災住宅の補修 ※10万円以上の工事が対象となります。	30万円
耐震改修補助 ・耐震基準を満たさない住宅を基準に適合させるための改修工事	60万円
バリアフリー改修補助 ・床の段差解消、高齢者用トイレ設置など	60万円
県産材活用改修補助 ・県産材を積極的に使用する住宅改修	20万円

▷補助期間 平成24年4月1日～平成26年3月31日

◆問い合わせ 町建設課住宅係 (☎82-3111内線244・245) へどうぞ。

山田町快適リフォーム支援事業

快適な暮らしを応援します

住宅のリフォームを行う場合、経費の一部を助成する「山田町快適リフォーム支援事業」の受け付けを5月から開始します。検討している方は、どうぞご利用ください。

▽補助対象者 ▼町内に住民登録があり居住し、対象住宅を所有している▼町税などを滞納していない▼過去にこの補助金の交付を受けていない▼

住宅用火災警報器を設置しているか、未設置の場合は対象工事に設置工事が含まれていること——を全て満たす方。

▽対象住宅 本人が居住し、所有している住宅（店舗などとの併用住宅は住居専用部分）

▽対象となる工事 工事費10万円以上が対象となります。

①大浦・船越・大沢処理区の下水道接続などの水洗化工事（合併浄化槽を除く）

②耐震補強：基礎や壁の補強、筋交いなどにより耐震強度を向上させる工事。

③バリアフリー：段差の解消や手すりの設置など。

④省エネ：二重サッシなどへの変更、太陽光発電など。

⑤その他：屋根材の取替え、内

装工事（壁紙材の張替えを除く）、畳の取替え（畳の表替えを除く）、台所・風呂・トイレの改良などの工事。

▽対象とならない工事の例

- ・倉庫や駐車場、フェンスなどの住宅本体以外の工事
- ・広告、看板などの設置工事
- ・冷暖房機器、給湯機器などの購入や修繕工事
- ・土地の購入や造成の工事

▽補助金額

- ・対象工事の①～④は、工事費の30%以内で20万円までです。
- ・対象工事⑤は、工事費の20%以内で10万円までです。

▽施工業者 町内に事業所を有しリフォーム工事を行う業者

▽申請期間 5月1日～来年1月31日（2月28日までに完了届を提出できる方）

▽申請方法 工事を行う3週間前までに町建設課に備え付けである申請書に記入し、見積書などを添付して申請してください。

※申請前に着工した工事は対象外となります。

◆申請先・問い合わせ 町建設課住宅係 (☎82-3111内線244・245) へ。